

2020年6月労働力調査（総務省統計局）

就業者数	6670万人	前年同月比▲77万人 3ヵ月連続減少
雇用者数	5929万人	前縁前月比▲94万人 3ヵ月連続減少
完全失業者数	195万人	前年同月数比33万人増加
完全失業率	2.80%	前月比0.1ポイント低下
正規社員	3561万人	前年同月数比30万人増加 2ヵ月ぶり増加
非正規社員	2044万人	前年同月数比104万人減少 4ヵ月連続減少

労働運動委員会ニュース
 No. 270 2020年8月11日

発行責任者 宮川 敏
 東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3階
 TEL (03) 6380-9960 FAX (03) 6380-9963
 E-mail miyakawa@sinsyakai.or.jp



厚労省で開いた記者会見

な業務であるため、辞めていく者が後を絶たず、新規入社を希望する者も少ない。そのような中で、少数の者に業務が集中し、予備勤務日に「早出」や「通し」という長時間労働のダイヤを指定され、過酷な業務であるため辞めていく者が後を絶たず、新規入社員を希望する者も少ない。そのような中

**120時間超、精神障害に
 バス運転士に労災認定 神中バス**
 3ヶ月連続120時間超の時間外労働による精神障害になったバス運転士に労災認定が認められた。神奈川中央交通東大和営業所にバス運転士として勤務していた被災者（28歳男性）の過労による精神障害について、厚生労働基準監督署長は、本年7月22日付で労働者災害補償保険法に基づく労災補

償給付の支給決定をした。被災者の男性は、同事業所に発症当時3年間以上勤続し、（1）過度な長時間労働及び、（2）不規則労働・連続勤務、（3）上司とのトラブル・乗客からのクレームなど業務上のストレスを原因として、18年9月末頃に精神障害を発症した。バス運転士は過酷



で、少数の者に業務が集中し、予備勤務日に「早出」や「通し」という長時間労働のダイヤを指定され、さらに連続勤務を強いられる。こういった状況の中で被災者は、18年7月19日から8月1日の14日間、連続勤務を強いられていた。しかも、早朝5時頃から午後10時以降の深夜までに及ぶダイヤも多く、過酷な連続勤務が続いていた。労使協定にも違反する長時間労働で、直前6ヶ月の時間外労働は下段記載のとおり。

1ヶ月	125.20	4ヶ月	109.50
2ヶ月	121.04	5ヶ月	63.55
3ヶ月	130.18	6ヶ月	82.24

での叱責を受け、精神障害発症直前の2か月について120時間を超えることから、心理的負荷の強度が最も重い「強」となる長時間労働の出来事が認められ労災認定された。今回の労災認定を振り返り、20代の若い青年が、乗客の命を預かるバス職場において、違法且つ過酷な労働実態により精神障害を発症し休職を余儀なくされる事態になっていることに警鐘を鳴らした。ブラック企業が多い中で事故と隣り合わせで働かされているバス運転士の労働条件を変える契機に

バス職場の現状
 かつてのバス職場の多くが、鉄道系列か地域バス大手会社が運営していた。90年代半ばからの規制緩和で、分離・分社化が進み、同時に労働条件の劣悪化が進んだ。賃金体系の改悪（賃金・一時金・退職金等の大幅減額）が進んだ。勤続20年でも、月額30万円に届かない。退職金も無くなった。職場も少なくない。バス運転士の定住も少ない。慢性的な要員不足は、残業を強制する。乗客の苦情にも耐え、心と裏腹に笑顔の対応が迫られる。バス職場の優良運転士は、休暇取得をしない。残業を受け入れる。鉄人運転士を指す。する意義がある。「今回の労災認定が認められて嬉しい。長時間労働が当たり前の業界、休日労働、時間外労働をしないと生活できない低賃金の改善をすべきと思います」とバス運転士は語った。

新型コロナウイルスを理由に解雇・雇い止め続く 全国でコロナホットライン 相談Q&A

新型コロナウイルス感染症の拡大は止むことがない。日本全国各地において経済活動の停滞から雇い止め、一時帰休などの影響が続いている。私たち地域ユニオンは、ホットライン・各地域の相談窓口を開設したりして対応してきた。ここでは、賃金労働相談のQ&Aで、相談のポイントを紹介する。

- ◆賃金労働相談のポイント
◆会社が休みになった場合、基本的に100%の賃金を要求すべき。
- ◆100%の賃金がもらえない場合でも、6割以上の休業手当の支払が必要。
- ◆労働者としては、働く意思があることを会社に示す。
- ◆在宅勤務であることは、賃金を下げる理由にならない。

スクラムユニオンひろしま

コロナ禍でも奮闘を続ける「スクラムユニオンひろしま」から。活動便りが届きました。「岡山で派遣社員として働く方の相談に行ってきました。休業状態が長く続いていて、今後の生活が不安なようです。やさしい日本語によるセーフティネットへの情報が、もっと必要と感じます。その後、美咲町で技能実習をしている方を訪問してきました。こちらは特定活動に切り替えができて、当面は心配なさそうです」



Q 感染拡大予防のために会社が休みになってしまいました。休みになっている間の給料は支払って貰えないのでしょうか？
A 会社に対して、賃金全額の支払いを求めるべき。
Q 緊急事態宣言が出されましたが、それによって、会社の事業などにどのような影響があるのか、自分の仕事がなくなってしまうのかがよくわからない。
A 緊急事態宣言が出されても、それが業務にどのような影響を与えるのかは全国一律には決まらない。まずは各都道府県が緊急事態宣言を受けてどのような要請や措置をしているのかを把握する。各都道府県のホームページなどから要請や措置の詳細を確認。

Q 緊急事態宣言が発令され外出自粛要請が出されたことを理由に、会社は、休業措置をとった。会社に休業補償をもらうよう申し入れたが、「国の要請なんだから仕方がないだろう」と、全く聞かない。
A 会社には、働く意思を示した上で、賃金全額の支払いを求める。
Q 都内の商業施設で働いている。緊急事態宣言が出されたことで、私の職場は休業要請の対象になった。完全に休業になった。そんな場合でも、会社に何か請求できるのか。
A 会社には、働く意思を示した上で、賃金全額の支払いを支払う義務はある。
Q 緊急事態宣言が出された場合における労働基準法26条の休業手当について、厚生労働省がQ&Aを出していると聴きました。その内容は？
A 緊急事態宣言などを受けて「労働者を休業させる場合であっても、一律に労働基準法に基づく休業手当の支払義務がなくなるものはありません」との見解が示している。
Q 会社が休業措置を取ったことに対して、休業補償の支払を求めたが、会社が資金に余裕がないと言って、60%分も支払ってくれない。
A 会社には、雇用調整助成金の活用を求め、労働基準法26条に基づく休業手当の支払いを行うよう求める。

2020年後期新社会党労働運動委員会学習交流会
ユニテッド闘争団の解雇争議に学ぶ
高裁に控訴して原職復帰するまで闘い続ける！



9月12日(土) 開会13時30分
受付13時00分
場所 千代田区神保町区民館 (2階A室)
講師 吉良 紀子さん (ユニテッド闘争団)
資料代500円
主催 新社会党労働運動委員会

Zoomセキュリティ対策も伝授

ZOOMの使い方

Zoom

オンライン会議労働者講座

日時/8月18日(火)
第1回18時30分~20時00

講師: 松原 明さん(レイバーネット共同代表)
元祖メディアアクティビスト。ビデオプレス・レイバーネットでメディア活動をしています。

参加費: 1,000円
対象: 労働者
定員: 40名
備考: スマホ・タブレット・パソコン等でレベルアップインターネットに繋がれば誰でも簡単にできます。

主催: NPO法人労働相談室
東京都千代田区神田町1-15-9武蔵野ビル2F

協賛: レイバーネット日本
ユニオンネット平和センター
問い合わせ=宮川 敏一 (090-2241-1303)

日時/8月25日(火)
第2回18時30分~20時00

①実践オンライン会議を聞く
②ズームとは、
③みんな楽しくZoom